

宮崎国際大学教育学部 FD 委員会規程

(趣旨)

第1条 教育学部のファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という。）並びにカリキュラムについて審議するため、FD 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) FD 関連の活動の企画、支援、推進に関すること
- (2) 授業評価・授業点検シートに関すること
- (3) 卒業生及び就職先による教育評価に基づく改善に関すること
- (4) カリキュラムの企画・運営・評価に関すること
- (5) 各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関すること
- (6) 各授業科目間の調整に関すること
- (7) その他教員としての資質能力の育成に必要な教育に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（教育学部教員7名）をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、教育学部教授会において教授の中から選出する。
- 3 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の答申に基づき教育学部教授会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。